

盧溝橋事件の拡大と海軍の派兵決定論理

—米内光政の意思決定を中心に

久保健治

はじめに

盧溝橋事件から第二次上海事変を経て、日中戦争が拡大していく過程については、従来「拡大派」と「不拡大派」と名づけられた派閥対立の構図から論じられてきた。⁽¹⁾これらの定義に関してはいくつか存在しているが、主に拡大派が武力行使を主張し、不拡大派が外交を主張するという枠組みで論じられ、不拡大派が拡大派の前に挫折したとされる。しかしながら、近年の研究では、その複雑な政策決定が明らかにされていく中で、この枠組に疑問が提示された。⁽²⁾

劉傑氏はその疑問を更に発展させ「この時期の対華政策のあり方は、中国の対日政策の転換を実現するためには、「武力」によるのかそれとも「交渉」によるのかという点に集中した。」⁽³⁾として外交交渉派、武力行使派という新たな概念を導入して分析している。このように、日中戦争がなにゆえに国家間の全面戦争に拡大したのかをめぐる研究は深みを増し

ている。だが、劉氏の研究も加藤陽子氏が「このグルーピングでくくられる人物は、強硬派と妥協派との分類と変わらな⁽⁴⁾い」と指摘しているように外交を主張する勢力と、武力を主張する勢力が対立するという枠組み自体は変化していないといえる。つまり、当該期における研究は外交と武力は対立するもので、外交による和平が武力による戦争によって頓挫したと論じられてきたと言つて良い。

しかしながら、次のような疑問もでてくる。陸軍は派兵を要求したが、従来の研究において指摘されてきたように「拡大派」も「不拡大派」も事件を全面戦争まで拡大していくような発想を持っていなかった。⁽⁵⁾だが、実際には華北のみならず第二次上海事変の勃発を経て、戦火は中国全土に拡大したが、この時、陸軍は上海への出兵に最後まで反対していたのである。では、上海への出兵を決定的にした牽引役は誰かといえ、それは海軍であった。しかし、当該期における研究において海軍は政策転換を求めるところか、むしろ受動的な役割でしかなかったと指摘されており、これは劉傑氏が指摘する「対日政策の転換」を目標にしていた勢力の対立という軸とも異なる役割といえる。⁽⁶⁾このように、日中戦争の拡大過程を武力行使と外交交渉の対立として捉えた時に、最大の疑問点の一つが海軍の動向、そして海軍大臣米内光政を中心とした海軍省のそのあまりにも唐突な変化である。

最近の研究において海軍内部においても武力論と外交論が混在したと指摘されたが、⁽⁷⁾基本的に海軍は不拡大派、外交交渉派であると指摘されている。たしかに、当時の海軍省は初期の段階から外交による解決を主張し続けた。その海軍の態度は元老西園寺公望の秘書である原田熊雄をして、「殊に海軍は立派な態度で終始総理を援けて、今後事態の大きくならないやうに大いに努力して⁽⁸⁾おり」と評価され、陸軍と対抗できる「不拡大派」として高い期待を抱かれていた。しかしながら、米内は外交を主張する傍ら、常に同時に青島や上海への派兵を求めていた。更に、第二次上海事変が勃発すると、強硬に上海派兵を要求し、それに反対した賀屋興宣蔵相に烈火の如く怒りをぶつけ「ドン、陸軍を出して、南京まで占領してしまふがよい⁽⁹⁾」とまで言いきつた。つまり、海軍は初期には外交を主張し、後半には陸軍をも超える勢いで武力を主

張したのである。

従来の研究において、この海軍の態度変化は米内光政が何ゆえに一夜にして「豹変」し、武力行使を主張したのかという点を中心に論じられてきたが、大別すれば次の三つに分類することができる。

まずは、縄張り論である。¹⁰⁾これは、華北は陸軍の担当であったので興味がなかったが、上海は海軍の権益であったので米内は武力行使に踏み切ったとの分析である。しかし、本当に縄張りを守ることを目的に米内が転換したならば、旗艦出雲への中国空軍の空爆が生じる以前の大山事件や、路上交戦の初期段階から出兵を許可するはずだが、米内はそれに反対しており、それが説明できない。二つ目にあげられるのが諦観論である。¹¹⁾これは、米内は最後まで外交による解決を望んだが、事態が悪化したので仕方なく認めたとの分析であるが、それでは閣議における米内のあまりにも強硬な姿勢を説明することができない。三つ目としては、対中認識転換論である。¹²⁾これは、米内が蒋介石に対する個人的信頼から外交を主張していたが、中国空軍の旗艦出雲への爆撃によって蒋介石への決定的な不信が生じ、武力行使に踏みきったとの分析である。確かに蒋介石への不信といった点が存在していたのは事実であろうが、もしそれだけが原因であるならば、第二次上海事変以降も米内が閣議において蒋介石との外交交渉を促している発言¹³⁾が説明できない。

上記のように、従来の研究のいずれもが、米内の変化について説明できない部分を有している。これらの研究の根底にあるのは、なぜ一夜にして米内が変化したのかという問題意識であると考えられ、言い換えれば、なぜ「不拡大派」の米内が「拡大派」に変貌したのかということを問題意識にしているといってもよい。

しかしながら、前述したように米内の変化を外交対武力という枠組で論じるならば、説明しきれない部分が出てきてしまう。つまり、米内がなにゆえに主張を外交から武力に変化したのかを論じるためには、従来の外交対武力といった分析枠組を離れて検証する必要があるのである。

そこで、本稿では盧溝橋事件から上海方面への派兵決定までを海軍内部の政策決定過程に留意しながら再検討する事に

したい。その際に海軍内部の派兵をめぐる論争について注目する。つまり、米内はいかなる論理によって海軍内部を説得していたのか、外交を主張できた正当性とは何だったのかということである。以上のような問題意識から海軍の動向と変化要因を明らかにすることで、外交対武力といった構図で論じられてきた日中戦争の拡大過程を再検討してみたい。

第一章 派兵をめぐる対立

海軍内部には、一九三〇年代後半から中国が蒋介石を中心とする国民政府によって統一国家へと向かっているという認識が共有されていた。昭和十一年三月、華北分離工作に批判的であった第三艦隊司令部が「支那を中心とする国策に関する所見」という文書を中央に提出している。その文面は主に陸軍の華北分離工作に対する批判であるが、その理由の中に第三艦隊の対中認識を示す文章がある。

然るに欧羅巴諸国の如く猫額大の地域に割拠して各異れる人種、言語、伝統、歴史を有するものと異なり、五千年に垂とする歴史を通じ、北長城より南広東広西に至り西四川に達する広大なる地域に亘り同一の文化、歴史、伝統を以て渾然融合せる漢民族居住の地に如何にして、政治的経済的の二分割の線を引くことを得べきか、長江大を以てしても群雄争奪割拠の永久的分割線たり得ざりしことは、史を繙く者の容易に観取し得る処⁽¹⁴⁾

少々情緒的な文章ではあるものの、中国は統一された一つの国家であり、西欧以上にその結びつきは強いとの記述は注目に値する。華北分離工作批判としての側面を考えると、強調している点があると考えられ、そのまま海軍の中国認識であるとするには注意が必要であるが、海軍の出先機関である第三艦隊が華北分離工作を不可能と考える根拠の一つとして中国が同一であると認識していた点は興味深い。

さらに、昭和十二年になると、海軍は中国が統一国家に向かっているとの認識を現実問題として強めていった。特に、

西安事件の勃発は海軍内の対中認識に大きな影響をあたえるものであった。西安事件が中国に対してどのような影響を与えるのかについて軍令部は次のような分析を行っている。

西安事件が支那に与へし影響は、極めて甚大にして之を契機として支那の統一強化は著しく促進せられ、学生、大衆はもとより従来旗幟不鮮明なりし地方軍閥も挙つて中央政府を支持し、困難に当たらんとするの態度気概を指示するに至れり、この支那が、困難に際会して現れたるか力強き拳国一致の奮起は、時日の経過と共に逐次抗日氣勢の拍車となり、その推移は帝国として多大の関心を払はざるべからざるものあり⁽¹⁵⁾

つまり、西安事件によつて中国は国民政府を中心とした統一国家への動きが更に促進されるだろうとの分析を行ったのである。それは、軍閥による分裂国家としての中国から「従来旗幟不鮮明ナリシ地方軍閥モ挙ツテ中央政府ヲ支持」へと変化し「力強キ拳国一致ノ奮起」をもたらすものだと考えられた。実際に中国側も汪兆銘が行つた国府記念週での演説において中国は統一に向かっていると指摘しており日本側もこの情報を入手している。⁽¹⁶⁾

その後も、軍令部は中国が統一へと向かっているとの認識を変えることはなく、「支那現中央政權の全支統一工作は少くも表面漸次其の目的達成の軌道を歩みつつあるが如し」として、むしろ認識を固めていった。⁽¹⁷⁾このようにして、海軍は統一国家中国への懸念を高めており、軍事的には、中国空軍の拡充を注意していた。⁽¹⁸⁾そして、この認識はその後にも変わることはなかった。⁽¹⁹⁾

そのような中で一九三七年七月七日に盧溝橋事件が起こることとなった。陸軍は盧溝橋事件の解決方法をめぐり武力行使の意見が多く見られたが、参謀本部内において石原莞爾参謀本部第一部長は武力行使に強く反対しており分裂した状況になっていた。⁽²⁰⁾だが、陸軍にとつて派兵を主張する勢力であっても華中、華南における作戦計画は考慮されていなかったといえる。このような陸軍内部の考えは、杉山元陸軍大臣の「軍としては飽迄現地解決及事件不拡大を根本方針とするものにして派兵を決定せば事件は現地に於て自然解決せらるべしと思考する」という発言に見られるように、派兵をする⁽²¹⁾

しても現地解決が基本方針であることが分かる。⁽²²⁾

一方、海軍は第三艦隊の台湾方面での陸海共同演習を中止し、上海、青島を中心とする中国大陸沿岸部への復帰を命じた。⁽²³⁾

更に米内光政海相と山本五十六海軍次官を中心とする海軍省は陸軍の主張する現地への派兵に関して反対し、九日朝の臨時閣議において米内は以下のような発言をしている。

陸相より一昨日以来の状況を説明し、この際内地より三ヶ師団その他を出兵することに閣議承認を得たと述べ、之に対し外相及び首相より、やや不明瞭なるも後の海相の意味に類する意見あり。之に対し陸相より用兵の事は軍部に信頼されたく迅速に行わざれば時機を失う事あり。承認を得おきて適時実施したしと述べ⁽²⁴⁾

海相より只今迄の情報にては出兵を決する事には不同意なり、内地より出兵となれば事重大にして全面戦争になる事も覚悟の要あり、国際上よりも重大の結果を生じ日本が好んで事を起したるの疑惑なからしむる為更に事態逼迫したる上にて決したし、海軍としては全支に対する居留民保護の必要を生し充分覚悟と準備を要す⁽²⁴⁾

つまり、米内にとって派兵が以下の二つの理由から反対すべきものであったことが分かる。第一に日本が好んで事件を起こしたのではないかとの国際的な非難を受けること。いいかえれば、現時点では国際世論を味方につけることができないと認識した。第二に全面戦争の可能性があるという点。ここで全面戦争という言葉に対して米内は明確な定義を与えていないが「全支ニ対スル居留民保護ノ必要」という言葉から、華北における戦闘が他の地域にまで拡大するという意味で発言していると考えてよいだろう。

更に米内は全面戦争へと発展していく原因について、更に細かく二つの過程による可能性を考えていたようである。第一に西園寺公望の秘書である原田熊雄に対して語った「内地から出す準備の出来る前に局地的に解決しなければ、もし準備が出来てしまえば、陸軍はなか、局地的にだけで済まさない⁽²⁵⁾。」という言葉から分かるような陸軍への不信。そして、

第二に海軍の対中認識からくるもの。つまり、統一国家中国との戦闘は局地的な戦闘が全面戦争へと発展する可能性が高いという認識であった。以上の理由から派兵に反対し、外交交渉による解決が望ましいと主張した米内の武力行使反対論には山本次官も同意しており、原田に対して、外交交渉による解決を目指していた外務省を引き合いに出し「一体海軍省と外務省との意見は少しも変わらない。」と述べている。⁽²⁶⁾

これら一連の海軍の態度を事件の拡大を懸念していた重臣グループも高く評価し、原田熊雄は「殊に海軍は立派な態度で終始総理を援けて、今後事態の大きくならないやうに大いに努力しており」と述べている。⁽²⁷⁾ この言葉は海軍が外交交渉による解決を目指していると周囲から認識されていた事を示している。

しかし、米内は九日に開催された閣議において、陸軍が提示した三個師団派兵について反論し、閣僚らの反対もあり派兵は延期となったが、海軍はこの段階から居留民保護については言及しており、海軍中央部においても重視されていた。⁽²⁸⁾

九日の閣議で派兵は否決されたが、十一日に開かれた五相会議において杉山陸軍大臣は再度派兵を要求した。当時のことを記したとされる米内手記には、「陸軍大臣は、出兵の声明だけにても（イ）支那軍謝罪（ロ）将来の保障を確保し得べしと思考したるが如し。」と記載されており、五相会議での陸軍は強硬派の意見が強く反映されているものだった。

米内は以下に示すように、再度、華北における限定出兵であっても全中国に波及する可能性が高いと主張した。そして、その波及にはタイムラグが存在すると考えていた。

中南支における対日動乱は、北支における禍根の波及に外ならず。昭和二年における山東出兵事件、昭和三年における済南事件、昭和六年における満州事変等、みなその例なり。若し今日の盧溝橋事件に対し、誤れる認識を以てその解決に当らば事件の拡大は火を見るよりも明らかにして、その余波は一乃至二ヶ月にして中支に及ぶべく、海軍大臣の懸念したるは実はこの点にありしなり。⁽³⁰⁾

つまり、海軍側が全面戦争や全面作戦という名称に用いている「全面」とは華北のみならず華中南をも含んだ地域的な

事件の拡大ということであった。さらに、米内は外交を優先させるべきだと主張を展開した。

思ふに兵力の行使に関しては慎重なる考慮を要すべく、若し支那側において我正当なる要求を容れざる場合、徹底的に之を打倒することは大義名分に即すべしとするも、和平交渉と兵力の行使を同時にするが如きは、この際とるべきに途にあらざるべく、要は和平交渉を促進するを第一義となさざるべからず。陸軍大臣は出兵の声明のみにて問題は直ちに解決すべしと思考したるが如きも、海軍大臣は諸般の情勢を観察し、陸軍の出兵は全面的対支作戦の動機となすべきを懸念し、再三和平解決の促進を要望せり。⁽³¹⁾

このように、米内は「大義名分」がないことと、「全面的対支作戦の動機」を与えることは危険であるとの認識から、外交交渉による解決を第一義とするべきであると主張していた。だが、米内はこの時点で外交交渉決裂時における武力行使はやむをえないと考えていた点に注意したい。つまり、海軍は「我正当なる要求を容れざる場合、徹底的に之を打倒することは大義名分に即すべし」からも読み取れるように、外交による交渉が成立しない場合武力による解決はやむをえないと認識していたのである。つまり、米内は盧溝橋事件の解決策として外交交渉と武力行使を対立したものと捉えていたわけではなく、手段として段階的に適用するべきだと考えていた。

このように、派兵反対論がありつつも、「五相会議においては諸般の情勢を考量し、出兵に同意をせざりしも、陸軍大臣は五千五百の天津軍と、平津地方における我居留民を皆殺しにするに忍びずとて、強て出兵を懇請したるにより、洪々ながら之に同意せり。」⁽³²⁾として派兵が決定することになる。ここで注目されるのは、陸軍の派兵論理が初期の現地解決から、天津軍と居留民の保護といった理由に変化した点である。海軍も居留民保護に関しては異論がないわけだったので、その方法として陸軍は派兵によって保護すべきという論理で説得したことになる。広田弘毅外相は、派兵は全面作戦になる可能性が高いと杉山陸相に述べるも、杉山は華北だけで片付くとの従来の意見を主張した。米内は、動員した後に派兵が不必要になったならば速やかに兵を引くように杉山に申し入れて了解を得た。

だが米内は、派兵する可能性が高くなった以上、全面的作戦に備えるべきであるとの考えに達し、「海軍は全面的対支作戦になる考えにて準備し、陸軍・外務と連絡し成るべく彼を刺激せざる様に行う。行動は極秘発表せず⁽³³⁾」として海軍省と軍令部に指示を出すことになった。それを受けた軍令部は省部協議の結果を受け、軍令部用兵方針を決定。その目的は「今次事件の処理方針としては、極力事態の拡大を避け、平津地方の局地的事件として速やかに解決を図るべきはもろんであるが、一局地における事態発生が全支に波及するのを常とする中国の実態にかんがみ、海軍としては中国各地への波及に備えつつ、我が権益及び在中国居留民の保護に任ずるのを本旨とする。」とされた。その中には既に華中、華南における事態悪化の際には、上海に派兵することも記載がされた。⁽³⁴⁾このように海軍は華北だけではなく華中南への拡大という「全面作戦」を予期すると共に、その準備を促進することを確定したのである。

しかしながら、海軍と陸軍との意識にはかなり大きな溝が存在していた。海軍にとって全面戦争になった場合の主戦場は華中、華南であるが、海軍陸戦隊は非常に少ない兵力であったので、陸軍の協力が欠かせなかった。一方で、陸軍は華北を重視していたことから上海への派兵に対して反対していた。海軍は全面作戦の場合には華中及び華南に三個師団を強く要求したが、最終的には、陸軍の反対により二個師団で妥協した。

二個師団派兵では不十分と考える軍令部は、派兵が閣議において決定された直後の伏見宮博恭軍令部総長による用兵事項の奏上の際、昭和天皇に対して次のような陸軍への不満を述べている。

陛下より

「北支の事態はどうなるだろうか所見如何」の御下問あらせられ

殿下より

「海軍としては北支のみならず中南支をも考へ支那全部の居留民・権益等を考慮しあり。数年前と異り支那各地が中央の統制下にあり一地の事は直に他に響く事を考へあり海軍の待機兵力は此の考慮に依る準備なり

陸軍にては北支に出兵すれば北支のみにて片付くものと簡単に考へ居おるがそうに參らず、海軍よりの注意に依り二師団を考へあるも、上海のみにても三乃至五師団を要すとの話嘗てありしに手当充分ならず」
 等奉答⁽³⁵⁾

この伏見宮の発言は、前述した軍令部の統一に向かう中国という認識と完全に一致する。この記述からも海軍が全面戦争を想定した背景に統一国家中国が存在していたことが明らかである。さらに、具体的に二個師団では足りないとの考えを昭和天皇にこの段階で主張していることを考えると、全面戦争の準備を促進させることをかなり気にかけていることが分かる。⁽³⁶⁾

上記のような陸海軍での思惑に相違がありつつも、十一日の閣議において派兵が決定された以上、軍令部としては、全面作戦のための準備を本格的に行う必要があるとの見解に達し、軍令部機密第二五三番電（一九四〇発電）には「海軍は本事件の支那各地波及に備ふる」と記載された。この夜には、「北支作戦に関する陸海軍協定」ならびに「陸海航空協定」が締結された。作戦指導方針は「努めて作戦地域を平津方面に限定し中南支には主義として実力を行使せず」と記載されているものの「情況悪化し帝国居留民の保護を要する場合に於ては青島及上海付近に限定し海陸軍所要兵力協同し之に当る」と記載された。⁽³⁷⁾

つまり、十一日の段階で海軍は派兵によって盧溝橋事件が華北に限定されたものから、華中南へと拡大する「全面戦争」に発展することに危機感を抱いた。そして、その発展の背景には「数年前と異り支那各地が中央の統制下にあり一地の事は直に他に響く事」といという対中認識、つまり統一国家中国という考え方が存在していたといえる。以上のような懸念に加えて、海軍中央部としてはこの全面戦争への懸念と武力行使の「大義名分」のなさ、つまり「国際世論」の支持が得られそうにないということから武力解決には反対する姿勢を崩さなかった。だが、この派兵の決定は陸海軍の間における溝だけではなく、海軍内部においても軋轢を生むことになった。

第二章、海軍内部の対立

十一日の閣議において派兵が決定したわけであるが、その夜現地においては停戦協定が成立していた。これまでは、中国軍が撤退しないかぎり日本軍も撤退しないという条件だったが、今井武夫北平駐在武官が同時撤退に譲ったからである。その情報が中央にも入り、派兵は延期されることになった。しかしながら、十一日の閣議での派兵声明が中国現地を刺激し、現地において再び戦闘が開始されてしまった。⁽³⁸⁾

軍令部は十二日に対支作戦計画内案を策定したが、その作戦指導方針は「支那第二十九軍の膺懲を目的」とするであった。ここからも分かるように、全面化した際に行う第二段作戦も記載され、内容は、

(イ) 上海及青島は之を確保し作戦基地たらしむると共に居留民を現地保護す 爾他の居留民は之を引揚げしむ

(ロ) 「中支作戦は上海確保に必要な陸海軍を派兵し且主として海軍航空兵力を以て中支方面の敵航空勢力を掃蕩」とされ、上海を確保することが明らかにされた。⁽³⁹⁾

だが、内地派兵及び作戦方針は海軍現地軍と中央との間に対立を生じさせることになった。実行部隊である第三艦隊(司令官長、長谷川清)が十二日の軍令部「対支作戦計画内案」に対して、以下のように不満を抱き軍令部に対して以下のような意見を具申したのである。

武力により日中関係の現状を打開するには現中国の中央勢力を屈服させる以外道無く、戦域局限の作戦は期間を遷延し、敵兵力の集中を助け作戦困難となる虞大である。故に作戦指導方針に關し「支那第二十九軍ノ膺懲」なる第一目的を削除し、「支那膺懲」なる第二目的を作戦目的として指導されるを要し、用兵方針についても最初から第二段作戦開始の要がある。更に中国の死命を制するためには、上海、南京を制するを最重要とし、中支派遣陸軍は五〇師団

を要する。⁽⁴⁰⁾

この史料は武力によって日中間の解決を行うためには、二十九軍を対象とする局地解決方針では作戦上敵に有利になつてしまい、海軍の作戦準備が困難になるので早期に用兵方針を全面戦争に移行するべきであるとの非常に強硬な意見である。⁽⁴¹⁾つまり、第三艦隊は武力行使による解決のためには早期に全面作戦に移行するべきであるとの主張を展開したのである。ここでも、「日中関係の現状を打開するには現中国の中央勢力を屈服させる以外道無く」としているように中国を分裂した国家としてではなく、統一国家として認識している。だが、ここで注意しなければならないのは第三艦隊が三個師団派兵を「武力により日中関係の現状を打開する」ためのものとして認識している点である。この点、閣議における決定とはかなりのズレが生じている。⁽⁴²⁾また、現地軍である第十一戦隊も居留民引揚を強行に主張するなど現地軍は武力行使による解決のために海軍中央部に対して意見を述べている。武力行使による解決を目指しているわけではなかった海軍中央部は第三艦隊の意見を却下されたが全面戦争に向けての作戦準備に関しては同意された。

一方、海軍省はこのような海軍内部の状況を抱えつつも、派兵を巡る政局面においては米内が一貫して武力行使に反対していた。このような、海軍の「不拡大主義」に外交解決を目指していた勢力は陸軍抑制という観点から海軍に大きな期待をよせていた。近衛も海軍を上手く利用して外交解決を図りたいとの考えがあったようで、七月十六日に米内を首相官邸に呼び広田と蒋介石によるトップ会談によって外交的解決を図りたいとの意見を述べ海軍への協力を求めている。⁽⁴³⁾更に、広田も海軍を利用することで陸軍との直接的な対立を防ごうとしていたようである。広田は二十四日に原田へ次のような言葉を残している。

まあ、今のところ大体なんとか不拡大で取めて行こうかと思ふけれども……。とにかく今までは、自分が直接陸軍大臣に當ると面白くないと思つてをたので、海軍大臣を通して、話をしてをつたが、これからはもう少しかまはずやろうかと思ふ。⁽⁴⁴⁾

このように、この段階における政局面で海軍は武力行使を主張する陸軍の抑制を目的とする調整役として期待されていた。また、陸軍内部も分裂しており、特に用兵を指揮する参謀本部の石原が派兵反対論に回っていたということも考えれば、決して陸軍の武力行使を主張する勢力の思惑がいつも通る状況であったとは考えられない。石原等も含め反陸軍強硬派連合ともいえるような勢力が、ゆるやかではあったができたがっていったのである。そして、その中において陸軍牽制として大きく期待されたのが米内、山本らの海軍省に象徴される海軍であった。

しかし、その後も派兵を巡り事態は二転三転する。情勢の悪化に伴い、閣議において再度派兵は決定されたものの、七月十九日に成立した現地協定を受けて、七月二十二日には派兵決定の取りやめが再度決議された。だが、このころから海軍現地軍においては居留民引揚を中央に打診する活発な動きが見られるようになった。居留民引揚は、居留民の保護という観点からすればもつとも効果的であるが、引揚は同時に全面作戦のための準備として捉えられる可能性もあり、外交と武力の切り替えをめぐるメルクマールとしての役割を果たしていた。第三艦隊司令部は居留民引揚を最重視しており、更に実動部隊である第十一戦隊の要求は第三艦隊以上に強硬であった。現地海軍は外務省に対しても強硬な姿勢に出ているが、米内等海軍省は引揚要求に対して拒否する姿勢を貫いていた。⁽⁴⁵⁾

しかし、海軍中央部も元々華北での事件が華中と華南に波及するのには時間的なズレがあると認識しており、居留民の引揚に関しては慎重であるものの、華北の沈静を樂觀視はしていなかった。二十二日には第三艦隊に対して「中南支方面ニ於テ事件頻発ノ虞ナシトセズ」⁽⁴⁶⁾として次のような指示を出した。

帝国海軍としては事件発生以来、必要なる準備を整へつつ終始冷静沈黙の態度を持し来れるも、事態の中南支方面に波及する場合に対しては重大なる関心と決意とを蔵し居る次第なり。従つて右含みを以て、情勢之を必要とする時機に支那海軍部及軍政部当局に之を伝へ、中南支方面に不慮の事件を発生せざる様に支那側の嚴重なる取締を要望する旨申入れられ度。⁽⁴⁷⁾

さらに、二十五日には海軍中央部は近藤信竹軍令部第一部長を派遣し、二十六日には佐世保鎮守府、第八戦隊、第一水雷戦隊などの指揮官、幕僚に次の説明を実施。ついで、上海、青島、呉に至り、三十日東京に帰還した。その際、近藤は華中、華南に関する動静として「中南支への波及は相当「フェーズ」の遅れあるべきは当初より予期せられたる所なれば、海軍の警戒は寧ろ之からと謂ふ所にして少くも当分樂觀を許さざる次第なり」と海軍中央部に上申した。海軍としては、一時的な華北での沈静化を樂觀視できなかつたのである。

そして遂に二十七日に開催された閣議で海軍中央部は「事件不拡大の方針に変わりなし」との姿勢を明らかにした上だが、内地三師団の出兵に同意した。しかし、全面戦争への準備に関しても要求することを忘れて、閣議前に海軍の態度として今まで反対していた「揚子江沿岸の居留民を上海に引揚」を含めて、「台湾・濟南島ノ飛行場準備」「青島に出すべき陸戦隊を旅順に待機せしむ」を要求することを明らかにしている。⁽⁴⁹⁾ 実際には、米内は閣議において、全面作戦になる可能性を指摘するだけにとどまらず、全面作戦になつた場合の上海出兵に関して言及し陸軍が派兵するように以下のように陸相を説得している。

陸相より内地師団動員派兵の報告あり

之に対し海相より其の目標如何を尋ね、29軍との事なりしか中央との衝突公算大なるをも認む、之に対し海相より然らば全面作戦となる算高く、上海青島への派兵準備の必要を述べ、陸相同意す⁽⁵⁰⁾

このように海軍は全面作戦への準備を本格的にすすめることとなつたが、このあたりから当時軍令部に勤務していた、高松宮の「海軍にも、この際支那をひとつタ、イテ、サツト引クがよいと云ふ説が盛ん⁽⁵¹⁾」という記載からも明らかのように、現地海軍以外にも海軍内部に強硬的な意見が現れたことが指摘できる。実際に派兵決定翌日の二十八日には、海軍内部において省部間会議がなされたが、次のようなやりとりがあつた。

海軍用兵に関する腹案を軍令部一課長より説明 次官より中南支作戦の場合航空戦を海軍にて担任する協定（陸軍と

の) に対しては中攻約100機を急速製造し人員養成を行う必要なきやとの意見出て軍令部は全然同意して次長より次官へ本日申込みを出したる通なり。順次議会へ追加予算を出す事となる⁽⁵²⁾

ここで注目されるのは、全面作戦遂行の際の現在の不備について軍令部が海軍省を説得したのではなく、むしろ外交解決の先鋒ともいえる海軍省の山本が軍令部に不備を指摘し、さらに予算獲得という行動に出ている点である。この時点で軍令部、海軍省共に全面戦争への準備を現実化させる点で一致し、具体的に動き出していることが分かる。

また、このあたりから事態悪化を受けて海軍内部に軍令部を中心に海軍省の外交方針を批判する声が高まっていた。軍令部は全面戦争を不可避と考え作戦遂行のため居留民引揚の検討を開始したが、日高信六代理大使の外交交渉を重視する外務省と海軍省はこれに反対した。これに関して、軍令部は以下のような見解を示している。

軍令部としては右事態の急迫に鑑み全面的戦争避くべからずとなし、此の際、作戦実施上最も影響ある漢口下流在留邦人引揚を即時実施方主張せるも、海軍省外務省に抵抗あり。遂に未だ発令せらるるに至らず。引揚完了前、戦闘開始されんか作戦上不利あり

要するに、現状は軍令部としては海軍用兵の見地より一步を進むる要あるに立ち至りしが、外務側は居留民引揚に對する態度煮え切らざるのみならず、海軍省首脳部も亦、八月初旬在南京日高代理大使が実行中の外交交渉に望を囑し、逼迫せる実情の存せしにも関らず、居留民の漢口引揚にすら同意せざる情態なりき。⁽⁵³⁾

この史料からもわかるように軍令部はもはや、外交交渉よりも作戦面を優先するようになっていた。前述したように居留民の引揚は、作戦遂行に欠かせない要素であるだけに、場合によっては中国に日本が全面戦争を完全に決意し、軍事行動をおこすのではないかという不信を抱かせることから反対したものだった。第十一戦隊は一貫して強硬に引揚を主張し、外務省員に対しては発言していたが、この時期から軍令部内においても引揚中に戦闘が起こっては作戦遂行上不利になる方が重大であるとの認識が強まっていた。⁽⁵⁴⁾これは海軍内部において軍令部が現地海軍寄りの考えになったと考えることが

でき、外交による解決を主張する海軍省の基盤が弱くなったことを意味している。

さらに海軍省に追い討ちをかけるように、八月三日、第三艦隊は以下の様な作戦要請を海軍中央部に行った。

中支作戦を必要とする事態に於ては、初動に於ける航空部隊急襲の必成と同時に、陸上作戦に於ける急襲の必成をも併せ考慮すること絶対必要にして、此の際、航空部を前進基地に進出せしむると同時に、左記諸項の準備を並行実施すること肝要なりと認む。⁽⁵⁵⁾

ここで、注目すべきは第三艦隊の理論に変化が生じている点である。当初第三艦隊は、武力行使による全面作戦を事実上「実施」することを要求したが、今回は「準備」することを要求している。つまり、軍令部の考えに近づいた論理で説得しているのである。さらに、翌日四日には長谷川は、ことなる論理を加えて軍令部を説得しようとする。

現下当方面の状況を判断するに、我が内地師団の北支派兵と支那中央軍、及び空軍の北上は、北支に於ける彼我全力の衝突に導くの虞、大なるのみならず、航空作戦の特質上、戦乱の全支波及を防止すること至難にして、而も意外に急速に進展する虞あり。当艦隊の任務並び、現兵力に鑑み、左記二項は、至急実現の要ありと認め敢て卑見具申す。

一 待機中の特別陸戦隊を、成るべく隠密裡に逐次上海に増派すること。上海方面の現兵力を以てしては、立上りに辛うじて公大飛行場を占領し得るに止まり、航空兵力の全幅活用上、特に必要なる広灣及龍華の占領は成算なきのみならず、公大飛行場の側面を開放するの結果飛行場の整備をも妨害せられ易く、此の当初の後手は相当長き期間我が航空母艦を敵機来襲の危険に曝し、我が陸上攻撃機の支那輿地攻撃をも封止し、以て初撃の効果を線香花火式に終らしむる虞大なり。予定の特別陸戦隊を事前に増派し少くも江灣奪取を可能ならしむるを要す。⁽⁵⁶⁾

準備促進という角度に加えて、四日の内容は華北における軍事衝突が「北支に於ける彼我全力の衝突に導く」ものであり、しかもその際に使われる航空機による作戦は「航空作戦の特質上戦乱の全支波及を防止すること至難」であるから中南支に「意外に急速に進展する虞」があるというものである。いわば戦争の特質にたつたうえで中南支における衝突は不

可避であり、全面戦争につながらざるを得ないものである。北支派兵が全面戦争につながる懸念に関しては、海軍省も軍令部も一致しているわけであるから、第三艦隊の説得の論理が初期に比べて、かなり海軍中央部、特に軍令部に近づいていることが注目される。

以上のように居留民引揚と閣議における派兵をきっかけに海軍内部にも変化が生じた。まず、居留民引き上げに対する態度に象徴されるように、軍令部が外交方針よりも全面戦争に対する準備を最重要視することが明確になった。そして、第三艦隊は要求を「実施」から「準備」へと変更した理論によって中央部説得を試みるようになった。いうなれば、軍令部と第三艦隊は相互に意見を近づけたことになる。両者は華中南における情勢の悪化から全面戦争勃発の可能性が高まったと認識した。その結果、軍事作戦を重視するべきだとの根拠で海軍省を批判するようになったのである。これにより、外交解決を主張する海軍省、なかんずく海相である米内は海軍内部において孤立することになった。海軍省は、外交交渉が武力行使よりも優れている点を明らかにしなければならなくなったのである。だが、海軍中央部は前述した第三艦隊の要求を却下した。その背景には、海軍省、特に米内の船津工作への期待が存在したのである。

第三章 米内光政の決意

盧溝橋事件の勃発にあたり、外交交渉によって事件を解決しようとした中心人物は外務省東亜局課長石射猪太郎であった。⁽⁵⁷⁾石射は事件勃発からすぐに外交交渉による解決を目指した。特に七月十一日の緊急閣議の前には、わざわざ週末の療養先から帰京する広田外相を東京駅に出迎え、動員案は中国側を刺戟するものであり、それは絶対に避けるべきであるとして閣議動員案を食い止めるように進言した。⁽⁵⁸⁾だが、緊急閣議では広田は強く反対するわけでもなく、動員案は決定されてしまう。この広田の態度に対して石射と東亜一課の外交官達は「いたく大臣に失望を感じた」のである。更に、石射

は数日後の七月十七日の日記の中で「而して広田外務大臣がこれ程御都合主義な、無定見な人物であるとは思はなかった。所謂非常時日本、殊に今度の様な事変に彼の如きを外務大臣に頂いたのは日本の不幸である」と書いている。⁽³⁹⁾また、二十二日の日記には「外相が五相会ギへ出るので口をきく材料を調べる。馬鹿げたものを承知でならべてやる。どうせ好い案をさずけても、主張するのをいやがる広田外相だ。果せる哉、午後帰つて来てからの外相の話によれば、五相会議なんてタワイの無いものだ。」⁽⁶⁰⁾と再び広田に対する不満を書いている。上記のことからも分かるように石射は広田を通じた外交交渉に対して、ほとんど絶望視した。

そこで、石射が目にしたのが石原参謀本部第一部長であった。石射はそのことを次のように回想している。「一ヶ月ほど前、外務省の幹部会で石原少将を招待して意見交換をやった席上、「わが国防上最も関心を持たなければならぬのは、ソ連への護りである。中国に兵を用いるなどは以ての外だ。自分の目の黒い中は中国に一兵も出さぬ」といい切った石原少将の一言が、私の記憶にささっていたのだ。」⁽⁶¹⁾この間、船津工作以外にも和平工作は行われており、近衛首相または広田の南京訪問案や近衛の宮崎竜介派遣などがあつたが、いずれも成功しなかつた。⁽⁶²⁾

ほとんど、広田に絶望していた石射であつたが、二十一日に柴山が現地から帰朝し、石射に対して「現地は実に冷静、条件は次第に実行されつゝあり。増兵なんか要求はしておらず」と報告し、さらに翌日にも「外交工作をして呉れぬか」と打診された。石射をはじめとする東亜局は、これに対し「現地より帰來の柴山課長の意見上申もあり、天津軍よりの援兵無用の來電もあり、軍は動員を暫く見合わせる事になつた」ので、「大いに活気づき、今後の和平工作をねる」⁽⁶³⁾ようになったのである。

さらに、石射は外交交渉を目指す中で石原や柴山兼四郎軍務課長といった陸軍だけではなく、海軍の保科善四郎軍務局第一課長とも連絡をとりあつてた。保科は陸軍に対して「陸軍が今次事変を起せる真意は、別紙の如く北支を第二の満州国となさんとすることに在ること明瞭となれる所（中略）本提案は天を欺き、人を欺き、ことを欺くものにして、信を中外

に失し、国民精神を銷磨せしめ、国家を自滅に導くもの。絶対反対す⁽⁶⁴⁾。」として強い不信をいだいており、「有効なる方法は海軍が陸軍と実力を以て争ふ以外に之れ無きに付、以上の方法により可及的陸軍の覇道を牽制するの方策を探ることとす⁽⁶⁵⁾。」として陸軍の武力行使に強く反対することを決意していた。このような保料との連絡を取り合っていた石射が海軍に期待をしたことは間違いないだろう。実際に、七月二十日の閣議において派兵について議論されているときに、米内が事態悪化の際には華中においても陸軍を派兵するように杉山に要請をしたことを知ると、その日のうちに海軍に次のような怒りを露にしている。

二十日の閣議に、海相は陸相に対し、中支へも陸兵を出せるかとたゞし、陸相もしぶつたが出すと云ひ、之に対して、それならよいと答へた（外務の石井課長が海相が派兵を支持した左うであるとして、約束が違ふやうなことを云つてきたが、軍務局長は、それは考へがたらぬ、海相のは、全面的作戦になることを警告した云ひ廻はしに外ならぬと云つてやつた⁽⁶⁶⁾由）

この内容からも分かるように石射は外交交渉を遂行する上で、派兵を止めるために海軍に期待をしていたのである。そのような状況で、二十九日に昭和天皇が近衛に対して「もうこの辺で外交交渉により問題を解決したらどうか」と話を切り出したことを受け、柴山も石射に外交交渉を要求した。そこで、石射は国民政府の高宋武外交部亞洲司長と親交があった⁽⁶⁷⁾在華紡績同業会理事長船津辰一郎を上海に急派することを決定した⁽⁶⁸⁾。これが、船津工作の内容は、日本側からすれば非常に譲歩した内容と考えていたようで、広田弘毅外務大臣も「世界も挙げて帝国の公正無視の態度に敬服すべき所」と述べる程であった⁽⁶⁹⁾。

船津工作はその内容から陸軍拡大派の強い抵抗を受けることが明白だったために内容に関して知らせるものは限られたし、陸軍の強い要請から中国側から条約を切り出させることになったが、大きな期待をかけられていた。風見は米内に外交工作の促進を要請すると、米内はその方針に賛成し、八月二日の閣議で船津工作を国策レベルに引き上げてはどうかと

促し、認められることになった。⁽¹⁰⁾ 船津工作に関して閣議で陸軍と渡りあえると期待されたのが米内であった、ということが読み取れる。結局船津工作は、戦闘状態において国家レベルでの外交交渉はやりにくいとの考えから、国策レベルではあるが国家の代表としてではなく、船津一人として交渉するという形をとることになった。

船津工作は閣議においても外交交渉による解決策として強い期待をかけられることになった。特に昭和天皇は、船津工作に関して次のように強い関心を抱いていた。

陛下御言葉

一、近衛首相の話によれば船津が上海にて内面交渉を行ふ由なるが、うまく行けば宣いが、若し此条件にて支那が同意せざるなれば寧ろ之を公表し日本が斯く公明正大の条件を出したるに支那同意せざるなりとせば各国の輿論も帝国に同情すべし

一、出来るだけ交渉を行ひ纏らされば止むを得ず戦ふの外なし。先日参謀本部の話に長引く時に露を考慮するの必要上支那に大兵力を用ひ得ずとの事なるがやれる丈けやるの外なし。

陸軍は困つたものなるも海軍のみにても確かりやる様に。

一、陸軍の航空兵力の海軍航空兵力に比し劣り居る事を申上し。⁽¹¹⁾

ここで、注目されるのは、船津工作がその成否に関係なく、日本にとって国際関係上有効なカードになりうると考えた点である。さらに、参謀本部の意見を無視する形で、失敗の際における軍事行動は止むを得ないと天皇が考えていた点が最も印象的である。天皇は、決して軍事行動による解決を否定していなかったのである。さて、この昭和天皇の意向は海軍省にとって、重要な意味を持っていた。なぜなら、海軍省、なかんずく米内の外交優先論理は、国際的な批判を受ける、外交交渉を行って、破綻した場合は軍事行使を行なう、陸軍不信の三点であった。そして、船津工作に関する昭和天皇の見解は米内の論理を全て内包しているのである。つまり、米内が外交による解決を海軍内部で主張し、実行するだけの正

当性を天皇が支持したと考えることができるのである。

このような天皇の言葉を受けたせいも、軍令部は外交交渉に強く反対することはなかったが、戦備をすすめることが最も重要との認識を最優先させており、八月六日には軍令部から海軍省へ次のように具申された

仮令日支両国首脳部に於て和平解決上種々の対策講ぜらるるも万一の事端地方的に発生せざるを保し難き状況に於て状況の変化に応じ最小の日数を以て所要兵力を派遣せしめんが為今日より右兵力派遣準備を完成し置く事絶対必要なり⁽⁷²⁾

ここでの「和平解決上種々の対策」はもちろん外交交渉を指しているわけであるが、それと共に軍備を進めるべきだとの軍令部の考えがあらわれている。米内は軍令部の要求を受けて七日に杉山陸相に事態が起こった際には華中、華南派兵を行うとの内諾を得ることに成功している。⁽⁷³⁾

一方、現地では一刻も早い軍備増強を望んでいた。八月九日第三艦隊は、緊張が高まる上海状勢を鑑み増兵を要求した。佐世保持機中の特別陸戦隊を至急上海に派遣し先遣陸軍部隊を速かに上海に派遣するか又は少くとも之を乗船地に待機せしむるの要あり

右は漢口其の他の居留民引揚を断行せる今日に於て殊更刺戟を顧慮するにも及ばざるべく寧ろ却つて我が不拡大方針を徹底せしむる上にも、効果ありと信ず⁽⁷⁴⁾

ここで、注目されるのは長谷川が不拡大という言葉を使用している点である。長谷川は、当初の段階から全面戦争を言していたわけであるが、ここに来て不拡大方針を貫徹するためにも軍備が必要であるとの認識を示したのである。もちろん、ここでいう長谷川の不拡大とは武力による中国軍への牽制といったものである。特に漢口引揚をしたのだからいままさら問題もないという考えは重要で、この論理は更なる軍備の促進は軍事的な緊張を高めることはないとの考えである。海軍省側が恐れているのは軍事的緊張の高まりによる、最終的な軍事衝突であり、軍備促進には異論はないという点に着

目した説得であつた。

つまり、ここにきて長谷川の論理は当初の海軍中央部と現地軍の利害の衝突というのではなく、中央部の利害を追求するための手段の相違としての説得といった論理に変更されているのである。海軍中央部が全面戦争準備を進める方向の度合いが強くなると同時に、長谷川の論理は中央部の意向を意識するものになっていったのである。現地と中央の乖離がだんだんと埋められていったのである。しかしながら、船津工作に望みを抱く海軍中央部は、第三艦隊の要求を却下する。だが、上海での中国軍は増加の一途をたどり、緊張は高まつた。

そして、ついに八月九日、大山事件が発生する。時を同じくして、船津工作も予想外の川越大使による動きがあり難航している最中だったのだが、大山事件の影響を受けて頓挫した。これを受けて、現地軍と軍令部の態度は急速に軍事解決に近づきはじめる。

現地軍は大山事件を受けて上海戦を決意。今まで海軍が問題にしてきた大義名分は揃つたと考えた。南雲忠一第二警戒部隊指揮官第八戦隊司令官は以下のように述べている。

諸情報を綜合するに近く上海方面に於ける日支開戦は避くべからざるものと判断す

大山中尉射殺事件は明に支那側の挑戦行為にして帝国の支那に膺懲を加ふる大義名分明白にして世界に帝国の断固たる処置を首肯せしむるに充分なり⁽⁷⁵⁾

大山事件は、中国の挑戦行為であるとの断定が行われている。初期段階から一貫して軍事力による解決を主張していた現地軍にとっては、海軍軍人が殺される事件はもはや宣戦布告に近いものだったのだろう。同じように、第三艦隊も即刻、軍事行動を起こすべきだと主張した。

一方、軍令部も武力発動も辞せずとの声明発表を提言している。

断乎として実力行使も敢て辞せざるの決意を示す事に依り側面的に本外交交渉を支援するの結果ともなるべきものと

觀察す⁽⁷⁶⁾

ただし、軍令部は第三艦隊のように即時軍事行動を起こすことに反対した。つまり、軍令部の考えは軍事力による威圧を背景にしながら、外交交渉を有利にすすめるという軍事外交並行論であった。だが、この時点で軍令部の中堅層からは外交優位の海軍中央部の作戦に対して、強い不満が噴出してきた。横井軍令部第一部甲部員は、外交優位の海軍政策が上海に於ける戦備の遅れを招いていると指摘し、軍令部に早急な準備を要求する。

一度和平解決にして其の望を失ひ帝國国威国権の爲遂に断乎として実力に訴へざる可からざるに至る場合に対しては我戰略的態勢は日に日に非ならんとする形勢なるに深く思を致さざる可からず

(中略)

支那側の巧妙なる引延し外交交渉に翻弄せられ所謂「明日の吉報」のみを鶴首して現地逼迫の状況に強いて目を蔽はんとするに於ては対策機宜を失し遂に我国が東亜の安定勢力たるの地位は有名無実となり帝國の国威国権空しく泥土に委し去らんのみ。

「明日の吉報」というのは、米内が船津工作に関して「今日明日中に何とか其の成果を期待し得べき」とコメントした⁽⁷⁷⁾ことに対する強い反発だろう。ここには、痛烈な海軍省批判つまりは外交優先の海軍に対する強い不満が表れている。また、このような不満は言葉だけでなく実際の行動にもあらわれている。福留繁軍令部第一部長は、陸軍出兵に対する希望を寺田参謀本部部員に伝えている。⁽⁷⁸⁾

ただし、前述したように軍令部は武力を背景にすることで外交を効果的にすると考えている面もあるから、外交交渉を即座に破棄するべきだと考えていかなかった点も忘れてはならない。海軍省と軍令部の相違点は軍事力による威圧を行うかどうか、具体的には派兵をするかどうかの点にあったと考えてよい。つまり、外交交渉に対する期待の違いが現れている。実際に十一日に伏見宮軍令部総長が米内に陸軍派兵を要求するように説得したが、米内は「外交交渉には絶対的信頼を

措かず然れ共目下進行中にして而も先方より言い出せしものなり成否は予想出来ざるも之を促進せしむることは大切なり、「大山事件は一の事故なり何れも交渉の余地残り」として要請を断つた。⁽⁷⁹⁾特に米内が「大山事件は一つの事故」と認識したのは重要である。つまり、これは中国という国家の意図ではないので、外交解決の可能性があるという事であった。米内は十二日に、嶋田の更なる説得によって出兵を認めたが、それは「陸軍の派兵は好ましくない」との渋々の気持ちだった。⁽⁸⁰⁾

だが、米内の思惑とは異なり十三日、ついに上海において路上交戦がはじまってしまふ。そして、十四日朝十時には中国空軍が第三艦隊旗艦「出雲」、陸戦隊本部、総領事館等を二回にわたり爆撃した。海軍は、同日午後「膺懲の為本格的作戦を開始する」ことを決意し次のような声明を発表した。

本十四日午前十時頃支那飛行機十数機は、我が艦船陸戦隊本部及総領事館等に対し爆撃を加ふるの不法を敢てし、暴戻言語に絶す。帝国海軍は今日迄隱忍に隱忍を重ね来りしが、今や必要にして且有効なる有らゆる手段を執らざるべからざるに至れるは、従来の念願に鑑み甚だ行遺憾とする所なるも亦已を得ざる次第なり。

中国空軍は蒋介石の息がかかった虎の子部隊であり、中国中央政権の組織的軍事行動であると認識するには十分だった。⁽⁸¹⁾このことは、次の三つの事態が起こったことを意味している。

第一に船津工作の完全な失敗。大山事件で船津工作は頓挫したが、石射が当日の日記に記しているように「上海では今朝九時過ぎからとう、打ち出した。平和工作も一時頓挫〔頓挫〕である。折角居留民や邦商が芽が出そうになると砲煙彈雨にあらされる。長江筋の日本人も禍なる哉。」⁽⁸²⁾とあるように、完全な頓挫とは考えていなかった。だが、米内にとつて中国軍による空爆という本格的な軍事行動は、正式な宣戦布告はないものの、正に宣戦布告に等しい。船津工作を継続しようという態度ではないと認識したのである。

二つ目として軍令部や現地軍からの再三指摘されたことが起こったということである。現地軍からしてみれば、米内の

情勢認識の誤りという形で示されてしまったということであり、海軍内部における米内の立場は不利なものになったと考えられる。三つ目として外交優先ゆえの戦備遅れによる軍事的危機が到来したということである。上海陸戦隊は敵対する中国軍からみればはるかに少なかった。また、派兵していないせいで軍事拠点としての航空基地確保にも問題があった。

一方、昭和天皇はどう捉えたのか。実は、昭和天皇は十二日の段階で侍従武官に対して「もうこうなったら止むを得ん
 だろ、軍令部もそう思ってるのだろう、斯なりては外交にて取る事はむづかしい」と述べ、外交交渉による解決が不可能であるとの認識を明らかにしていた。つまり、この時点で船津工作の完全なる失敗と昭和天皇の外交路線の撤回という事態になり、米内が外交優先を主張できた全ての論理が破綻したのである。つまり、米内は外交によって解決を目指す段階から軍事作戦による解決へと事態が変化したが、海軍の用兵方針でいえば、第一段作戦から第二段作戦へと事態が進展したと考えたのである。それは、海軍にとつていえば今後の作戦は統一国家中国との全面戦争を意味した。それゆえ、海軍の主張は徹底的な軍事行使となる。それが端的に表れているのが、十四日における閣議での次のような米内の発言である。

上海に陸軍派兵の件の閣議にて、終いに、海相が「ドン、陸軍を出して、南京まで占領してしまふがよい」とまで云ひたる由にて、之には今迄の海軍の意見に感心せる閣僚も、ドウモ梢々アキレたる様子なりしとて⁽⁸⁴⁾

もはや、海軍にとつて事態不拡大するためには軍事力しかないとの論理に達し、閣議において「最強硬派」になったのである。だが、これは海軍にとつては、当然のことであった。高松宮は十三日の武力衝突について次のように書いている。「十三日、上海にて交戦始まる。盧溝橋以来、中支波及は予定の事実であり、海軍の事件発生防止態度はよくわかつてゐるから、各部下が海軍に引きづられて事端発生せりとは、自他ともに誤解せぬと思ふ。」⁽⁸⁵⁾米内は変貌したわけではなかったのである。

終わりに

日中戦争の拡大過程は従来、拡大派と不拡大派に象徴される武力対外交という対立の構図で描かれてきた。劉傑氏は更にそれを推し進めて国民政府の対日政策転換を目的とした武力行使派と外交交渉派という分析枠組みを提示した。しかしながら、本稿で明らかになったように盧溝橋事件勃発時から海軍が目的としたものは国民政府の対日政策の転換ではなく、戦争の早期終結でありそのための準備であった。海軍は中国が蒋介石を中心として統一国家化が促進されたと考えていたので、華北の戦闘が全中国に波及する可能性が極めて高いと考えていた。特に、二十九軍ではなく中央軍との衝突を警戒していた。そのため海軍内部においては全面戦争の準備を進めるという基本方針の下で海軍省・軍令部・現地軍が互いに武力と外交のどちらがよりよい解決策なのかということを内部で議論し続けるという構図になった。そこには、武力対外交といった対立図式ではなく、また対日政策の転換といった目的も有しておらず、事変の早期解決策の方法論を議論するものであった。それゆえ、第三艦隊が即時武力行使による短期間での紛争解決を「不拡大」のためであるとの論理を展開し、軍令部は武力による威嚇を行いつつ外交交渉をすすめるといった外交武力併用論も提出されたのである。

情勢の悪化と共に海軍内部にはこのような意識から、武力行使による打開に意見が傾き始めた。その中において、外交を主張する海軍省、特に米内は孤立を深めたが、昭和天皇の外交方針棄却態度と認識し、昭和天皇も武力による打開を認めたため、外交による打開の見通しと根拠を失った米内は事態打開の最善策として、海軍の第二段作戦である武力解決の段階に入ったという意思決定を行なったのである。米内は決して一夜にして「豹変」したわけではなかったのである。

注

- (1) 拡大派、不拡大派という概念を基に論じられている代表的な研究としては秦郁彦『日中戦争史研究』（河出書房新社、一九六一年）があげられる。
- (2) このような研究として戸部良一『ピースフィーラー 支那事変の群像』（論創社、一九九一年）秦郁彦『盧溝橋事件の研究』（東京大学出版会、一九九六年）があげられる。
- (3) 劉傑『日中戦争下の外交』（吉川弘文館、一九九五年）六二頁。
- (4) 加藤陽子『戦争を読む』（勁草書房、二〇〇七年）九八頁。
- (5) この点に関しては前掲、秦『日中戦争史』『盧溝橋事件の研究』前掲、戸部『ピースフィーラー』前掲、劉『日中戦争下の外交』にも同様の記述が存在している。
- (6) 海軍が受動的な立場であったという点については前掲、秦『日中戦争史研究』『盧溝橋事件の研究』前掲、戸部『ピースフィーラー』などに詳しい。なお、残念ながら劉氏の研究では海軍がほとんど扱われておらず、海軍の変化要因については明らかにされていない。
- (7) 前掲、秦『盧溝橋事件の研究』三二七～三二二頁。
- (8) 原田熊雄述、『西園寺公と政局』第六卷（岩波書店、一九五一年）三四頁。以下、『原田日記』と記載する。
- (9) 高松宮宣仁『高松宮日記』第二卷（中央公論社、一九九六年）五四四頁。
- (10) 前掲、秦『日中戦争史研究』、麻田貞雄『兩大戦間の日米関係—海軍と政策決定過程』（東京大学出版会、一九九三年）など。
- (11) 高田万亀子『日華事変初期における米内光政と海軍——上海出兵要請と青島作戦中止をめぐる』（東京大学出版会、一九九三年）など。
- (12) 相澤淳『海軍の選択—再考—真珠湾への道』（中央公論新書、二〇〇二年）
- (13) 米内は「国民政府を相手にせず」声明について以下のように述べている
「海軍大臣は五相会議で『本年中に戦争を終了せしむるといふことと、蒋介石を相手にしないといふこととは、どうも矛盾するやうなことになる。大体の形勢が本年中に終了せしむることになるのならば、結局蒋介石を相手にしなければならぬ。蒋介石を相手にしないといふことならば、今後何年続くか判らない、といふ心配もある。戦争が今年で片付かず、来年或は再来年になつても終わらない場合、日本の財政は大丈夫だろうか』といふことを、大蔵大臣にたゞした。」（『原田日記』第七卷。九七頁。）
- (14) 防衛省防衛研修所図書館所蔵 第三艦隊「支那を中心とする国策に関する所見」

- (15) 島田文書 軍令部作成「支那時局月報 昭和十二年 第一号」(東京大学社会科学研究所図書館所蔵。以下、島田文書は同図書館所蔵)。
- (16) 島田文書「支那時局月報 昭和十二年 第二号」
- (17) ただし、軍令部は「然れども内実的には支那は依然として謎の支那」とも見ており、完全なる統一国家になったとは判断してないところがある。(島田文書「支那時局月報 昭和十二年 第四号」)
- (18) 島田文書「支那時局月報 昭和十二年 第四号」
- (19) 島田文書 軍令部編「支那特報 昭和十二年 第十二号」また、現地海軍である第三艦隊司令部もほぼ同じ見解であった。特に盧溝橋事件時に第三艦隊司令長官であった長谷川清は、万一の事態にそなえて参謀を招集するなど、強い警戒心を抱いていた。拙稿「盧溝橋事件の拡大と居留民引揚問題」現地海軍の動向を中心に「三八七頁。(創価大学大学院紀要第三十二集、二〇一〇年、十二月)
- (20) 昭和十五年、参謀本部作成「河辺虎四郎回想録」『現代史資料12』(みすず書房、一九六五年) 八十頁。
- (21) 外交史料館「支那事変関係一件第一卷」北支事変経緯1 昭和十二年七月十四日
- (22) 日中戦争開戦後の陸軍の動向については既に多くの研究がなされている。その際に海軍との関係についても言及しながら書かれた代表的なものとしては前掲、秦郁彦『盧溝橋事件の研究』前掲、戸部『ピースフィーラー』があげられる。
- (23) 軍令部「大東亜戦争海軍戦史本紀卷二」防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書中国方面海軍作戦(一)』(朝雲新聞社、一九七四年) 二四一頁。
- (24) 防衛研究所図書館所蔵「嶋田繁太郎大将備忘録第二」七月九日(以後、「嶋田備忘録」と記載する) ただし、文献によって記載が異なる点もある。秦郁彦氏は、「原田日記」第六巻に、「陸相が派兵を「すべて委せてもらいたい」と申し出て、近衛首相が「自分を出兵には絶対に対抗だ。従って陸軍大臣に全ての責任を委すわけには行かん」と蹴り、内相も海相も外相もすべて首相に賛成して陸相は申出を撤回したとあり、だいたいニュアンスが異なる。」と記載している。(『盧溝橋事件の研究』二五五頁) 近衛の姿勢という面において大きく異なる記載がされているが、本稿の関心からするならば米内が武力行使に反対したことは間違いないという事実について矛盾は存在していないことを記しておきたい。更にいえば、海軍側の派兵反対論を当時の軍令部次長が記載しているという点を重視する。海軍側の認識が色濃く反映されているのは「嶋田備忘録」であると考えるのが妥当だと判断できるからである。
- (25) 『原田日記』第六巻。四〇頁。

- (26) 同上、三九頁。
- (27) 同上、三四頁。
- (28) 前掲、拙稿「盧溝橋事件の拡大と居留民引揚問題」三八七～三八八頁。
- (29) 高木惣吉写、実松讓編『海軍大将米内光政覚書』(光人社刊 一九八八年) 十四頁。また、同手記は、緒方竹虎「一軍人の生涯 提督米内光政」(光和堂、一九八三年) 二七頁にも記載されている。
- (30) 同上。
- (31) 同上。
- (32) 同上。
- (33) 前掲、「嶋田備忘録第二」七月十一日。
- (34) 前掲、軍令部「大東亜戦争海軍戦史本紀卷一」、軍令部臨時戦史部「大東亜戦争海軍戦史秘史」(昭和十五年)『戦史叢書 中国方面海軍作戦(一)』二四一頁。
- (35) 防衛研究所図書館所蔵「嶋田繁太郎大将無表題備忘録(大正時代から終戦後まで)」
- (36) このような、伏見宮軍令部総長と昭和天皇のやり取りを含めた海軍と昭和天皇の関係は、陸軍との対比の中で分析した際には大変に興味深い事例である。このことが、日中戦争期における政局にどのような影響を与えたかについては、別稿にて分析したい。
- (37) 「北支作戦ニ関スル海陸軍協定」前掲、「大東亜戦争海軍戦史本紀卷一」に所収。『戦史叢書 中国方面海軍作戦(一)』二四二頁。
- (38) 今井武夫『支那事変の回想』(みすず書房、一九六四年) 二四～三四頁。
- (39) 「軍令部対支作戦計画内案策定」前掲、軍令部「大東亜戦争海軍戦史本紀卷一」に所収。『戦史叢書 中国方面海軍作戦(一)』二四八～二五〇頁。
- (40) 前掲、「大東亜戦争海軍戦史本紀卷一」『戦史叢書 中国方面海軍作戦(一)』二五二頁に所収。
- (41) 特に、「中支派遣陸軍は五〇師団を要する」との意見は先の伏見宮の奏上時の「上海ノミニテモ三乃至五師団ヲ要ス」との部分とも適合する。海軍にとっては上海にこの程度の兵力を差し向けるべきであるとの考えはある程度共通していたようである。
- (42) この時、第三艦隊が中国の対日政策の転換を目指して具申したという風に読み取ることには注意が必要である。なぜなら、後述するように第三艦隊は第二次上海事変に至るまで対日政策に関して海軍中央部に進言することはない。つまり、ここでの記述は内地三師団派兵を武力行使による盧溝橋事件の解決というふうにつまみ、そのためには作戦が小規模すぎると批判したと捉えた

方が妥当だと思われる。

- (43) 前掲、緒方『一軍人の生涯』三二頁～三三頁。
- (44) 前掲、『原田日記』第六卷 五十頁。
- (45) 前掲、拙稿「盧溝橋事件の拡大と居留民引揚問題」三八九～三九〇頁。
- (46) 官房機密第五二七番電（二十三日二〇〇〇発電）『戦史叢書 中国方面海軍作戦（一）』二五八頁。
- (47) 前掲、軍令部「大東亜戦争海軍戦史本紀第一」『戦史叢書中国方面海軍作戦（一）』二五八頁。
- (48) 同上、二五九頁。
- (49) 前掲「嶋田備忘録第二」七月二十七日。
- (50) 同上。
- (51) 前掲、『高松宮日記 第二卷』四八五頁。
- (52) 前掲、『嶋田備忘録第二』七月二十八日。なお、中攻とは、九六式陸上攻撃機の事。
- (53) 「中支出兵の決定」海軍臨時戦史部「大東亜戦争海軍戦史秘史乙草案」所収（『現代史資料12』昭和四十一年 みすず書房 三七五頁）。草案の一部であるが電報を含む一次資料を利用して記載されており、当事の状況を知ることができる。なお、本史料の位置づけについては前掲、高田万亀子「日華事変初期における米内光正と海軍―上海出兵要請と青島作戦中止をめぐる―」にも記載がある。
- (54) 前掲、拙稿「盧溝橋事件と居留民引揚問題」三八九～三九三頁。
- (55) 前掲、軍令部臨時戦史部「大東亜戦争海軍戦史秘史」『戦史叢書 中国方面海軍作戦（一）』三〇五頁。
- (56) 同上。前掲『戦史叢書 中国方面海軍作戦（一）』三〇六頁所収。
- (57) 船津工作に関しては、島田俊彦「船津工作」など『国際政治』四七号（一九七二年 十二月）、秦郁彦「日華事変―和平工作と講和条件をめぐる―」（『国際政治』昭和三十五年十一月号）前掲、戸部『ピースフィーラー』、劉傑『日中戦争下の外交』などが詳しい。特に劉氏の研究は船津工作を単なる和平工作ではなく、対中認識を想定にいたした三十六年からの日中関係構想との関連で考えなければならぬとの見解を示している点が注目される。なお、日中戦争和平工作研究の動向については戸部良一「日中戦争和平工作研究の動向と現状」（『外交史料館報』第十五号、二〇〇一年、六月）が詳しい。
- (58) 石射猪太郎『外交官の一生―対中国外交の回想』（太平出版社 一九七二年）二二九頁。
- (59) 伊藤隆、劉傑編『石射猪太郎日記』（中央公論社、一九九二年）一六七～一六八頁。以下『石射日記』と記す。

- (60) 同上。
- (61) 前掲、石射猪太郎『外交官の一生』二四〇頁。
- (62) 前掲、秦「日華事変—和平工作と講和条件をめぐって」七五頁。同論文には、「当時、近衛の周囲には様々な和平案を持って出入りする、いわゆる「支那通」が後をたたく、彼らはいずれも近衛の了解を得たとして中国本土で活動をしており、このような無統制な私的和平工作は終戦まで行われ続けた」とある。
- (63) 前掲、『石射日記』一七〇頁。
- (64) 前掲島田「船津工作など」一〇六頁。七月十七日に保科が起案した「海軍の方針」より。
- (65) 同上。
- (66) 前掲、『高松宮日記』第二巻、四九五頁。石井は石射猪太郎を指す。軍務局長は、海軍省軍務局長、豊田副武中將を指している。
- (67) 前掲、石射『外交官の一生』三〇六頁。
- (68) 前掲、『石射日記』一七五頁。
- (69) 外務省外交資料館所蔵「昭和十二年八月八日 川越大使宛宛極秘電報」(「支那事変関係一件 第十三巻」所収) なお、本稿では日本側が船津工作をどのように認識していたのかについて論じているが、中国側から見れば到底納得できない内容であったと指摘する研究も存在している。白井勝美「日中戦争初期の解決構想」『政治経済史学』(通号四三八・四三九)(二〇〇三年 二月、三月)を参照。
- (70) 島田俊彦「船津工作」など『国際政治』四七号(一九七二年 十二月)
- (71) 前掲、「嶋田無表題備忘録」八月六日
- (72) 前掲、「中支出兵の決定」『現代史資料12』昭和四一年 みずが書房 三八三頁。
- (73) 前掲「大東亜戦争海軍戦史秘史」前掲『戦史叢書 中国方面海軍作戦(1)』三二四頁所収。
- (74) 前掲「中支出兵の決定」三七九頁。
- (75) 同上、三八二頁。
- (76) 同上、三六八頁。
- (77) 同上、三八五頁。
- (78) 同上、三八四頁。
- (79) 同上、三八七頁。

- (80) 前掲、緒方『一軍人の生涯』三四頁。
- (81) 前掲、相澤『海軍の選択』一〇八頁。
- (82) 『石射日記』一七九頁。以下『石射日記』と表記する。
- (83) 前掲『嶋田備忘録第二』
- (84) 前掲『高松宮日記 第二卷』五四四頁。
- (85) 同上、五三七頁。